

議第 14 号

岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則について

標記の規則改正について、教育長に対する権限の委任等に関する規則第 1 条第 1 項第 1 号の規定により、次のとおり改正するものとする。

令和 5 年 3 月 17 日提出

岐阜県教育委員会
教育長 堀 貴雄

記

岐阜県教育職員免許法施行規則（昭和 37 年岐阜県規則第 48 号、岐阜県教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

<根拠法令>

教育長に対する権限の委任等に関する規則

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任規則」という。）の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から十まで 略

十一 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

十二から二十まで 略

2 略

岐阜県教育職員免許法施行規則の改正概要

1 改正理由

教育職員免許法施行規則（昭和29年文部科学省令第26号）の一部を改正する規則（令和4年文部科学省令第24号。令和4年7月28日公布）に伴う改正。

※規則第7条の表備考の号番号の改正

2 改正内容

上記省令の改正に伴い、県規則の条項ずれが発生するため、改正する。

3 改正年月日

改正：令和5年4月1日

施行：令和6年4月1日 ※改正省令の施行日が令和6年4月1日のため

岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年 月 日

岐阜県教育委員会

教育長 堀

貴 雄

岐阜県教育委員会規則第 号

岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県教育職員免許法施行規則（昭和三十七年岐阜県規則第四十八号・岐阜県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第六号中「第七条第一項の表備考第四号」を「第七条第一項の表備考第六号」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(新)

目次 略

第一章及び第二章 略

第三章 免許状授与等の申請手続

(免許状授与の申請)

第九条 法別表第一、別表第二若しくは別表第二の二又は施行規則第六十四条第一項に規定する免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

一から五まで 略

六 施行規則第二条第一項の表備考第九号、施行規則第四条第一項の表備考第八号、**施行規則第七條第一項の表備考第六号**又は施行規則第九条の表備考第三号の規定による場合は、教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明書

七 略

2から6まで 略

第十条から第十五条まで 略

第四章及び第五章 略

付則 略

別記第一号様式から別記第二十一号様式まで 略

付表第一から付表第七まで 略

付則付表第一から付則付表第十三まで 略

(旧)

目次 略

第一章及び第二章 略

第三章 免許状授与等の申請手続

(免許状授与の申請)

第九条 法別表第一、別表第二若しくは別表第二の二又は施行規則第六十四条第一項に規定する免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

一から五まで 略

六 施行規則第二条第一項の表備考第九号、施行規則第四条第一項の表備考第八号、**施行規則第七條第一項の表備考第四号**又は施行規則第九条の表備考第三号の規定による場合は、教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明書

七 略

2から6まで 略

第十条から第十五条まで 略

第四章及び第五章 略

付則 略

別記第一号様式から別記第二十一号様式まで 略

付表第一から付表第七まで 略

付則付表第一から付則付表第十三まで 略